

(一社) 静岡県建設業協会会長
(一社) 静岡県建築士事務所協会会長
(一社) 志太建築士会会長
(一社) 日本建築構造技術者協会中部支部静岡部会部会長
(一社) 日本木造住宅産業協会静岡県支部支部長
(一社) 富士建築士会会長
(公社) 静岡県建築士会会長
(公社) 日本建築家協会東海支部静岡地域会会長
静岡県中部建設業協同組合理事長
静岡県木造建築工業組合理事長
全県総連静岡県建設労働組合静岡支部支部長

様

静岡県くらし・環境部
建築住宅局建築安全推進課長

静岡県建築基準条例の一部改正等について（通知）

日頃から建築行政の推進に御協力をいただき、誠にありがとうございます。

本県では、東海地震説を踏まえ、大地震による建築物の被害と県民の命を守るため、昭和 59 年に建築基準法で規定する耐震強度の 1.2 倍を求める「静岡県地震地域係数（ $Z_s=1.2$ ）」の独自の基準を静岡県建築構造設計指針に定め、建築物の地震に対する安全性の確保を指導してまいりました。

このたび、この基準を義務化するため、静岡県建築基準条例等を改正し、平成 29 年 10 月 1 日から施行します。

つきましては、下記により関係資料を送付しますので、貴会員への周知をお願いいたします。

記

【送付資料】

(1) 改正条例等（全て平成 29 年 10 月 1 日施行）

- ①静岡県建築基準条例の一部を改正する条例（平成 29 年静岡県条例第 16 号）
- ②建築物の各部分の耐力、変形限度等の基準（平成 29 年静岡県告示第 219 号）
- ③建築物の増築等の範囲の一部改正（平成 29 年静岡県告示第 220 号）
- ④建築基準法施行細則の一部を改正する規則（平成 29 年静岡県規則第 30 号）
- ⑤建築物の建築に関する確認の特例の基準（平成 29 年静岡県告示第 349 号）

※④⑤細則については、県内特定行政庁（16 市）においても同様の内容で改正予定です。

(2) 参考資料

- ・チラシ「建築物の耐震基準を強化します」
- ・案内文「静岡県地震地域係数（ Z_s ）を義務化します」

※静岡県ホームページに資料を掲載しています。

<http://www.pref.shizuoka.jp/kenmin/km-320/kensasitu/joureikaisei.html>

担当： 建築確認検査班 榛葉
電話： 054-221-3075

(参考) 改正条例等の概要

No.	名称	概要
①	静岡県建築基準条例の一部を改正する条例 (平成 29 年静岡県条例第 16 号)	<ul style="list-style-type: none">第 10 条の 2 第 1 項に「地震に対して安全な構造基準の適合義務」を追加しました第 51 条に「不適切な材料を引き渡した者」の罰則を追加しましたその他条ずれ等を改正しました
②	建築物の各部分の耐力、変形限度等の基準 (平成 29 年静岡県告示第 219 号)	<ul style="list-style-type: none">条例第 10 条の 2 第 1 項の基準として $Z \times 1.2$ ($=Z_s$) を決めましたその他小規模木造建築物については壁量計算で Z_s 相当の割増 (1.32 倍) を決めました品確法等級 2 又は 3 の場合の適用除外を決めました
③	建築物の増築等の範囲の一部改正 (平成 29 年静岡県告示第 220 号)	<ul style="list-style-type: none">条例第 10 条の 2 の基準について増築・改築の場合の適用範囲を決めました
④	建築基準法施行細則の一部を改正する規則 (平成 29 年静岡県規則第 30 号)	<ul style="list-style-type: none">第 2 条に確認申請等の添付図書として「条例第 10 条の 2 第 1 項の基準に適合することの確認に必要な図書」を決めました第 3 条に小規模建築物の確認の特例として「条例第 10 条の 2 第 1 項のうち知事の指定する基準」を決めました
⑤	建築物の建築に関する確認の特例の基準 (平成 29 年静岡県告示第 349 号)	<ul style="list-style-type: none">細則第 3 条の基準として告示第 219 号 1 (1) を決めました